

瀬戸市文化センター施設使用料

(令和元年10月改正)

区 分			金 額						
			午前	午前 午後	午後	午後 夜間	夜間	全日	
			9時 ～ 12時	9時 ～ 17時	13時 ～ 17時	13時 ～ 21時30分	18時 ～ 21時30分	9時 ～ 21時30分	
文化 ホー ル	ホール	舞台練習及び 催物準備のため 使用する場合	平 日	7,700	19,250	11,550	26,180	14,630	29,260
			土曜日、日曜日 及び祝日	10,780	26,950	16,170	36,740	20,570	41,140
		その他の場 合	平 日	25,740	64,350	38,610	87,450	48,840	97,790
			土曜日、日曜日 及び祝日	35,970	89,980	54,010	122,210	68,200	136,400
	楽 屋	楽屋第1号	1,210	3,080	1,870	4,290	2,420	4,840	
		楽屋第2号	550	1,540	990	2,200	1,210	2,530	
		楽屋第3号	990	2,530	1,540	3,410	1,870	3,850	
		楽屋第4号	990	2,530	1,540	3,410	1,870	3,850	
	リハーサル室	第1リハーサル室	2,090	5,390	3,300	7,370	4,070	8,140	
		第2リハーサル室	990	2,530	1,540	3,410	1,870	3,850	
		第3リハーサル室	550	1,540	990	2,200	1,210	2,530	
	文 化 交 流 館	会 議 室	第11会議室	1,210	2,860	1,650	3,520	1,870	4,290
			第12会議室	1,760	4,290	2,530	5,390	2,860	6,490
第13会議室			1,210	2,860	1,650	3,520	1,870	4,290	
第21会議室			1,540	3,740	2,200	4,730	2,530	5,610	
第22会議室			3,520	8,250	4,730	10,230	5,500	12,430	
第31会議室			5,500	12,760	7,260	15,840	8,580	19,360	
第32会議室			880	2,200	1,320	2,970	1,650	3,300	
和 室		2,530	6,380	3,850	8,690	4,840	9,680		
ギ ャ ラ リ ー	1,210	2,860	1,650	3,520	1,870	4,290			
茶 室	1,760	4,400	2,640	6,050	3,410	6,930			

備 考

- 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、長久手市、日進市、東郷町以外の住民が使用する場合の使用料は、この表の使用料の1.5倍の額です。
- 営利を目的として入場料などを徴収して施設等を使用する場合又は商業宣伝、営業などの目的で施設等を使用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額です。
- 1、2両方に該当する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額です。
- 催物の準備、片付けまでをこの表の時間内でおさめていただきます。
- あらかじめそれぞれの区分に引き続き、12時～13時、17時～18時の時間帯の使用を予定される場合は、「午前」「午後」、「午後」「夜間」と2区分の使用料となります。
- やむをえず、使用時間を繰上げまたは延長をする場合は、管理上支障のない場合に限りです。また、別に料金がかかります。
- この表における「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

瀬戸市文化センター付属設備使用料

(令和元年10月改正)

				(令和元年10月改正)					
		区分	単位	金額			区分	単位	金額
文 化 ホ ル	舞 台 関 係 付 属 設 備	オーケストラピット	1基	8,360 円	文 化 ホ ル	音 響 関 係 付 属 設 備	エレベーターマイク	1基	1,210 円
		音響反射板	1式	6,380			カセットテープレコーダー	1台	1,210
		中せり	1基	1,210			MDレコーダー	1台	1,210
		小せり	1基	990			CDプレーヤー	1台	1,210
		合唱台	1台	770			残響付加装置	1式	3,190
		所作台	1式	8,360			移動用音響調整卓(A)	1台	3,850
		平台	1台	220			移動用音響調整卓(B)	1台	1,210
		金びょうぶ	1双	1,210			跳ね返りスピーカー	1台	550
		銀びょうぶ	1双	1,210			ステージスピーカー	1台	1,870
		長座布団	1枚	130			サスペンションライト	1列	1,870
		高座布団	1枚	130			ポーターライト	1列	1,210
		ひもうせん	1枚	160			アッパーホリゾンライト	1式	2,530
		浅黄幕	1枚	550			ローアホリゾンライト	1式	1,210
		しゃ幕	1枚	550			シーリングライト	1式	3,850
		地がすり	1枚	550			フロントサイドライト	1式	4,400
	上敷	1枚	220	スポットライト(1KW)	1基	270			
	指揮台	1台	220	スポットライト(500W)	1基	220			
	譜面台	1台	50	パーライト	1基	330			
	譜面灯	1個	50	フットライト	1列	880			
	演台(花台付)	1式	990	花道フットライト	1列	330			
	司会者卓	1台	220	ミラーボール	1基	550			
	大太鼓	1式	550	ストリップライト	1本	270			
	鳥屋団	1式	550	トーメンタルライト	1式	2,530			
	雪かご	1式	330	第1タワーライト	1式	3,040			
	机	1脚	50	第2タワーライト	1式	3,040			
	いす	1脚	20	ピンスポットライト(2KW)	1基	990			
	移動式黒板	1台	220	コンダクタースポットライト	1基	550			
移動式掲示板	1台	220	エフェクトマシン	1基	1,210				
映 像 関 係	DVDプレーヤー	1台	1,210	ル	音 響 関 係 付 属 設 備	カッターライト	1基	550	
	液晶プロジェクター	1台	1,870			スモークマシン	1台	2,530	
	ビデオデッキ	1台	1,210			先玉(元玉付)	1個	220	
	スクリーン	1式	1,210			種板	1枚	110	
	フルコンサートピアノ(A)	1台	7,700			電源設備	1KW	220	
音 響 関 係 付 属 設 備	フルコンサートピアノ(B)	1台	5,060	文 化 交 流 館	音 響 関 係 付 属 設 備	拡声装置	1式	990	
	セミコンサートピアノ	1台	3,850			液晶プロジェクター(スクリーン付)	1式	1,870	
	アップライトピアノ	1台	1,870			ビデオデッキ	1台	1,210	
	ティンパニー	1式	2,530			DVDプレーヤー	1台	1,210	
	バスドラム	1台	550			移動用スクリーン	1式	550	
	拡声装置	1式	3,190			テレビモニター	1台	550	
	マイクロフォン(コンデンサー)	1本	1,210			移動ステージ(31会議室・和室用)	1式	550	
	マイクロフォン(ダイナミック)	1本	990			パネル	1枚	110	
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,540			演台	1式	330	
	つりマイクロフォン	1式	1,210			茶道具	1式	1,210	

備 考

- この表の附属設備使用料の額は、「午前」「午後」「夜間」のそれぞれ1区分の使用料です。
- ピアノの調律料、ピンスポットライトの操作人件費は、附属設備使用料に含まれません。